

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 一件記録によると、申立人は本人の二男であり、任意後見人は本人の長男である。本人は、大正9年12月20日生であり、夫や同居していた三男Aが死亡したことから平成14年12月ころから任意後見人が引き取って同居している。

本人と任意後見人との間で、平成14年12月25日、名古屋法務局所属公証人B作成にかかる公正証書に基づく任意後見契約を締結し、登記され、任意後見人は、平成15年9月29日に当裁判所に任意後見監督人の選任申立てをし、当裁判所は、平成16年7月12日、弁護士Cを任意後見監督人に選任した（当庁平成●●年(家)第●●●●号）。

- 2 申立人は、任意後見人に別紙のとおり任務に適しない事由がある（任意後見契約に関する法律8条）として、任意後見人の解任を申し立てた。

ところで、任意後見契約は任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずるものである（任意後見契約に関する法律2条1号）から、原則として、任意後見人解任事由としての任務に適しない事由とは、任意後見監督人選任後の事由であるとみられるところ、別紙(1)ないし(10)の事由は、前記平成16年7月12日の任意後見監督人選任より以前のものであり、一件記録によっても特別に考慮すべき事情を窺うことはできない（むしろ、その殆どが任意後見監督人選任時にも申立人が主張していたものであり、蒸し返しというべきである。）。

また、別紙(11)の事由については、一件記録によると、ア 平成17年3月に名古屋市名東区g所在の借家補修費用として76万6080円が支払われた件につき、補修の必要がないこと及び費用が高額であること、イ 平成19年6月に上記借家の内装補修費用として71万5564円が支払われた件につき、補修が不要であること及びクロス貼面積に齟齬があること、ウ 駐車場使用料ないし家賃の支払明細と預金通帳との間に齟齬があることを、主張するものである。そこ

で、検討するに、一件記録によると、上記アの補修工事について補修の必要を認めることができ、同費用が高額であることを窺わせる資料はない。イについて補修の必要を認めることができるが、その施工面積には凶面と齟齬があるものの、金額的には、本人の資産内容からすると僅少なものであること、ウについて申立人主張のとおり数値に若干の計算ミスがあるが、金額的には、本人の資産内容からすると僅少なものであること、を認めることができる。したがって、別紙(11)の事由は、任意後見人について不適切な行為であったということとはできない。

以上の次第であるから、申立人の主張するところの別紙(1)ないし(11)の事由は、未だ任意後見人の任務に適しない事由とは認めることができないものというべきである。

3 よって、任意後見監督人の意見を聴いた上、主文のとおり判断する。

平成22年1月6日

名古屋家庭裁判所家事第2部

家事審判官

藤 田 敏

(別紙)

(1) 平成14年1月21日

任意後見人の妻Dと長女Eが、被後見人の夫である亡Fが所有し、その後その相続人らが所有していた下記建物を無償で取得した。(甲3の1, 2, 甲4)

この建物は亡Fが建設資金を全て出しており、亡Fが死亡後はその相続人らが所有する建物である。それを任意後見人の指図により同人の妻と長女の所有名義にしたものである。

記

名古屋市名東区 a b 番地

家屋番号 b 番の 3

木造スレート葺平屋建居宅

床面積 21.51㎡

(2) 平成14年9月25日

任意後見人が管理していた名古屋銀行 e 支店の定期預金を解約し、解約金のうち100万円を着服した。(甲5, 甲6)

(3) 平成14年12月17日

任意後見人が管理していた愛知銀行 e 支店の普通預金から500万円を引き出し、その全て500万円を着服した。(甲7)

(4) 平成14年10月16日

任意後見人が管理していた三菱東京UFJ銀行 e 支店の定期預金を解約し、解約金のうち、40万円を着服した。(甲8の1, 2)

(5) 平成15年1月7日

任意後見人が管理していた三菱東京UFJ銀行 e 支店の普通預金から200万円を引き出し、その全て200万円を着服した。(甲8の2)

(6) 平成14年12月25日

既に是非の弁別能力が無いにも拘わらず公正証書により任意後見契約書を作成した。(甲11)

(7) 平成15年1月29日

任意後見人の長女Eを被後見人の養女にした。

被後見人は、既に自分の名前すら十分に書けない状態であった。(甲12の1ないし4)

(8) 平成15年5月31日

任意後見人が管理する被後見人の定期預金(JA名古屋 f支店)を解約し、解約金を任意後見人や同任意後見人の姉Gや死亡した被後見人の三男Aの相続税の仮納付金に当てた。(甲10)

(9) 平成15年6月2日

上記と同じ方法で、任意後見人の相続税の仮納付金に当てた。

(10) 平成15年10月10日

被後見人の土地(名東区c町d番, 17㎡)を長女Eに無償で所有権移転した。(甲13の1ないし3)

(11) その他の疑わしい行為

任意後見人には、上記の他に被後見人の資金を利用したのではないことの疑いを持たざるを得ない甲第14号証に記載の事実がある。

以上